

# 三条市犯罪被害者等支援条例の制定について



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギユっとちゃん」

# 1 「三条市犯罪被害者等支援条例」に基づく支援の実施

## 趣旨

全国的に様々な犯罪が頻発し、誰もが突然、犯罪に巻き込まれるおそれがある。  
何の落ち度もないのに犯罪被害に遭った被害者やその家族は、生命・身体・財産の直接的な被害はもちろんのこと、その後の周囲の配慮に欠ける言動や偏見、差別などにより、精神面・生活面など様々な面で、幸福に生きる権利を脅かされている。

犯罪被害者等支援の重要性の高まりを受け



令和4年9月26日 「三条市犯罪被害者等支援条例」が公布、施行



本条例により、市をはじめとする犯罪被害者等支援の関係者の責務、主要な支援事項等が明確化され、総合的、計画的、継続的に支援を実施することができる。

## 実施事業

(1) 見舞金の支給 ⇒ 現時点で対象となる事案はなし

条例施行以降に市内で発生した故意の犯罪（殺人、強盗致傷、傷害、強姦性交等、強制的わいせつ、危険運転致死傷等）の被害に遭った本人または家族の経済的負担を軽減し、効果的かつ迅速な支援を実施するため、県の補助制度に合わせ犯罪被害者等見舞金を支給する。

**【対象者】** 故意の犯罪（殺人、強盗致傷、傷害、強姦性交等・強制的わいせつ、危険運転致死傷等）の被害にあった本人または家族（市パートナーシップ制度上の家族も対象とする。）

種類	金額	対象
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により亡くなられた方の遺族
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為によって重傷病を負われた方

【参考】市内での見舞金対象事件の発生件数

種別年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	合計
死亡	1	0	0	0	1	0	0	2
重傷病	0	1	0	0	0	0	0	1
計	1	1	0	0	1	0	0	3

(2) 雇用の安定のための事業者への啓発活動

事業者に対して被害者等の雇用の安定のための啓発活動を行う。

### ＜事業者へのお願い＞

犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分に配慮し、市が実施する支援に関する施策に御協力をお願いします。

- また、犯罪被害者等の就労その他事業者に求められる手続等について十分に配慮をお願いします。具体的には、
- ・事業活動は、犯罪被害者等の気持ちに寄り添い、配慮して行うよう心掛けましょう。
  - ・犯罪被害者等の採用や、犯罪被害に遭った従業員の捜査や裁判の対応のための休暇取得などの勤務状況や福利厚生に配慮しましょう。
  - ・犯罪被害者等支援の取組に積極的に協力し、理解を深めましょう。

# 1 「三条市犯罪被害者等支援条例」に基づく支援の実施

## (3) 市民等及び事業者の理解促進のための広報・啓発・教育活動

市民等及び事業者に対して犯罪被害者等支援に関する広報・啓発活動を実施するとともに、教育活動における理解の促進を呼びかける。

市HP掲載内容

### <市民等へのお願い>

犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように十分に配慮し、市が実施する支援に関する施策に御協力をお願いします。具体的には、

- ・被害に遭う前と同じように犯罪被害者等と接しましょう。
- ・犯罪被害者等に話しかけられたときには、じっくりとお話を聴きましょう
- ・SNSなどへの犯罪被害者等に関する書き込みは、被害に遭われた方の心情に配慮し、控えましょう。
- ・犯罪被害者等支援に関する行事に積極的に参加し、理解を深めましょう。

## (4) 総合的対応窓口の設置

犯罪被害に遭われた方やその家族又は遺族が直面している困りごとや悩み、問題について、総合的に相談できる窓口を設置。被害者等からの相談内容に応じ、市内部において所管の部署と連携し支援する。また、必要に応じ、外部の各種支援機関への橋渡しや必要な情報提供を行う。

相談窓口	新潟県三条市旭町 2 - 3 - 1 三条市役所三条庁舎 1階 市民部環境課 生活安全・交通係
連絡先	電話番号 0256-34-5574 FAX 0256-32-6615 Mail kankyo@city.sanjo.niigata.jp
受付時間	月曜日から金曜日（祝日・年末年始除く） 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

## (5) その他

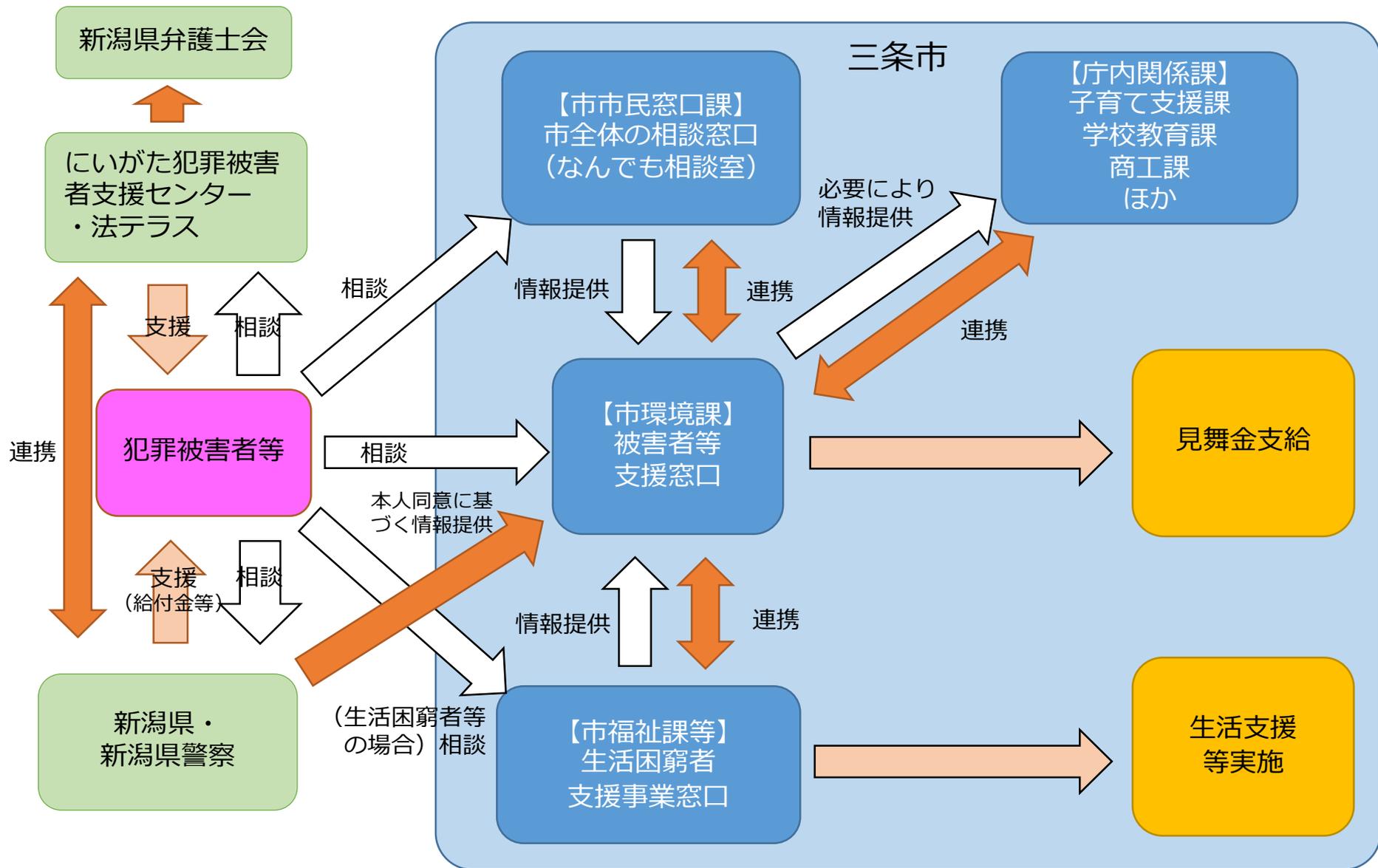
市の福祉サービス等既存のスキームにより支援を実施

生活支援及び精神的負担への支援	市の既存の支援制度・相談体制を活用して被害者等を支援
心身に受けた影響から回復できるよう福祉サービスの提供等を支援	
二次的被害・再被害防止及び安全確保のための個人情報取扱いへの配慮	市個人情報保護条例等に基づく取扱い上の配慮を明記
市営住宅への入居の配慮	三条市営住宅条例第 9 条第 2 項第 11 号に規定するとおり、被害者等を優先的に選考して入居させることを市条例で規定
民間支援団体への支援	現時点では市内には民間支援団体はないが、将来的に団体が現れた場合、必要に応じ市がまちづくり交付金等で支援することを想定

## 2 三条市の支援体制

### 犯罪被害者支援の対応フロー

新規で被害者等が発生した場合のフロー  
(すでにケースワーカーや相談員等が当該者を把握・対応していた場合は別の対応となる)



### 3 【参考】 三条市犯罪被害者等支援条例の概要

区分	条	主 な 内 容
目的	第1条 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定める。</li> <li>・犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与</li> </ul>
定義	第2条 定義	用語の定義を定める
基本理念	第3条 基本理念	① 支援に当たっての犯罪被害者等の個人としての尊厳の配慮、プライバシー及び名誉の保護、個人情報の適切な取扱い
		② 犯罪被害者等が受けた被害、二次被害又は再被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じた迅速かつ適切な支援の実施
		③ 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されることの必要
責務	第4条 市の責務	① 犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進
		② 施策の実施に当たり、関係機関等と相互に連携
	第5条 市民等(※)の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めることで、二次被害が生じることがないよう十分に配慮</li> <li>・市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努める。</li> </ul>
	第6条 事業者(※)の責務	①
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努める。</li> <li>・その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分に配慮</li> </ul>
	(※) 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体	② 犯罪被害者等の就労その他犯罪等による被害に関し、事業者に求められる手続等について十分に配慮するよう努める

### 3 【参考】 三条市犯罪被害者等支援条例の概要

区分	条	主 な 内 容
基本的 施策	第7条 相談及び情報の提供等	犯罪被害者等からの相談や情報提供、助言、関係機関との連絡調整を総合的に行う窓口の設置
	第8条 見舞金の支給	犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金を支給
	第9条 日常生活の支援等	犯罪被害者等に対する生活支援及び精神的負担への支援
	第10条 心身に受けた影響からの回復	犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復できるよう福祉サービスの提供等を支援
	第11条 安全の確保	犯罪被害者等の二次的被害・再被害防止及び安全確保のための個人情報への配慮
	第12条 居住の安定	従前の住居に居住困難となった犯罪被害者等の市営住宅への入居の配慮
	第13条 雇用の安定	犯罪被害者等の雇用の安定を図るための事業者への啓発活動
	第14条 市民等及び事業者の理解の促進	市民等及び事業者の理解を深めるための広報・啓発・教育活動
	第15条 民間支援団体への支援	専門的な知識及び経験を活用して活動を行う民間支援団体に対する必要な支援
支援の 制限	第16条 意見等の反映	市は、犯罪被害者等からの意見及び関係機関からの要望等を把握し、市の施策に反映させるよう努める
	第17条 支援の制限	市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときや社会通念上適切でないと思われるときは、犯罪被害者等の支援を行わない
委任	第18条 委任	施行に関し必要な事項は、市長が別に定める